

自主的避難等対象区域（郡山市）で椎茸の栽培・販売をしている申立人について、椎茸栽培に使用する機具が食品生産のために使用されるものであること、機具の保管場所付近や機具自体から検出された放射線量の高さ、椎茸原木から基準値以上のセシウムが検出されたことなどの事情を考慮して、上記機具の財物価値の賠償が認められた事例。

和解契約書（全部和解）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下、「本件」という。）について、申立人X（以下、「申立人」という。）と被申立人東京電力株式会社（以下、「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

1 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、下記の損害項目について和解することとし、下記以外の点については本和解の効力が及ばないことを相互に確認する。

記

損害項目 財物損害（但し、申立人が、平成23年3月11日時点において、福島県郡山市〇〇所在の〇〇にて保有していた、椎茸乾燥機1台、原木運搬車1台およびチェーンソー3台にかかる損害に限る。）

2 和解金額

被申立人は申立人に対し、前項の損害についての賠償金として、金35万円の支払義務があることを認める。

（内訳）

・椎茸乾燥機	20万円
・原木運搬車	10万円
・チェーンソー	5万円

3 支払方法

（省略）

4 清算

申立人と被申立人は、第1項記載の損害項目について、以下の点を相互に確認する。

ア 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人が被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。

イ 本和解に定める金額にかかる遅延損害金につき、申立人は被申立人に対して別途請求しない。

5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立人が署名（記名）押印のうえ、各1通を保有する。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成26年6月25日

（仲介委員 野崎 晃）